

第百九号議案

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

第一条 東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「八十八円」を「八十九円」に、「一万七千八百円」を「一万七千五百円」に改める。

別表第三中「百五十円」を「百八円」に、「九十四円」を「九十七円」に、「三十七円」を「三十八円」に、「四十七円」を「四十八円」に、「七百五十二円」を「七百七十六円」に、「千百七十五円」を「千二百十二円」に改める。

別表第三の二 一の部(二)の項中

キャンプ場	キャンプ場			
	フリーテントサイト		デッキテントサイト	
デッキテントサイト	小学生及び中学生	一般	小学生及び中学生	一般
	一人一泊			
一般	百円	二百円	百五十円	三百円
一人一泊	千円			

を

バンガロー	フリーテントサイト		小学生及び中学生
	小学生及び中学生	一般	五百円
一室一泊			八百円
一万二千元	四百円		

に改める。

第二条 東京都自然公園条例の一部を次のように改正する。

第五十三条の二を削る。

第五十四条第一項中「第五十三条」を「前条」に改める。

第五十五条中「知事又は」及び「知事は第五十三条の二第一項の使用料を、指定管理者は」を削る。

第六十二条中「、予納金」を削り、同条ただし書中「、占用料及び予納金」を「及び占用料」に改める。

第六十六条の三第三項を次のように改める。

3 前項の場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「第四十四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可」とあるのは「第五十三条の承認」と、「自然公園施設又は附帯施設」とあるのは「有料施設等」と、「別表第二」とあるのは「別表第四」と、「規則で」とあるのは「知事が」とする。

別表第三の二を削る。

別表第四 一の項を次のように改める。

一 有料施設の利用料金

(一) テニスコート

名称	単位	利用料金
----	----	------

東京都立大島公園テニスコート

一箇所一回（二時間以内）

四百円

(二) 宿泊施設

名称		東京都立大島公園海のふるさと村			
種別		セントラルロッジ			
単位		一人一泊			
利用料金		<p>小学生（小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の児童をいう。以下同じ。）及び中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいう。以下同じ。）の年齢に達しない者（一ベッド使用の場合）</p>			
		キャンプ場		デッキテントサイト	
		フリーテントサイト		デッキテントサイト	
		小学生及び中学生		小学生及び中学生	
		一般		一般	
		小学生及び中学生		千八百円	
		一般		千円	
		小学生及び中学生		五百円	
		一般		八百円	
		小学生及び中学生		四百円	
		一般		三千六百円	

フリーテント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する 場合	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場合		東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する 場合
		五人用	八人用	
	東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村キャンプ場内において使用する 場合	一組一泊	一組一泊	一組一泊
		四千元	三千元	四千元
		二千元		
		二千元		

に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条並びに次項及び附則第四項の規定は令和七年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は東京都規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされている同条の規定の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされている同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料及び予納金については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 第二条の規定による改正後の東京都自然公園条例別表第四の規定（東京都立大島公園に係る部分に限る。）による有料施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

使用料及び占用料の上限額を改定するほか、有料施設等の使用料及び利用料金に係る規定を改める必要がある。